

東京大学医学図書館特別利用内規

制定 平成 23 年 10 月 12 日

改定 平成 25 年 4 月 24 日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学医学図書館利用規則（以下「利用規則」という。）第 18 条の規定に基づき、東京大学医学図書館（以下「図書館」という。）の特別利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において特別利用とは、利用規則第 3 条に規定された開館時間以外において自動入退館装置により図書館を利用することをいう。

(目的)

第3条 特別利用は、閲覧室、新着資料および電子ジャーナルの有効利用を図ることにより、医学系研究科・医学部の教育、研究及び診療に資することを目的とする。

(利用者の範囲)

第4条 特別利用ができる者は、利用規則第 2 条第 1 号から 2 号に掲げる者のうち次の第 1 号から 4 号に該当する者であって、東京大学医学図書館利用細則（以下「利用細則」という。）第 2 条、または第 3 条による利用登録を行った者とする。

- (1) 医学系研究科・医学部に所属する者
- (2) 医学部附属病院に所属する者
- (3) 薬学系研究科・薬学部に所属する者
- (4) その他医学図書館長（以下「館長」という。）が認めた者

(特別利用の手続き)

第5条 特別利用を希望する者は、別紙様式 1 の図書館特別利用登録申請書および誓約書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長が前項の規定により許可する特別利用の期間は、当該年度末までとする。

(特別利用の時間帯等)

第6条 特別利用の時間帯等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用時間帯 利用規則第 3 条で定める開館日のうち、夏季及び冬季をのぞく月曜日から金曜日までの 20 時 15 分から 23 時 30 分まで。
- (2) 利用場所 書庫をのぞく 1 階閲覧室（マルチメディアコーナーを含む）

(遵守事項)

第7条 特別利用者は、利用規則第12条から14条に定める事項のほか、第5条で規定された誓約書において同意した事項を遵守しなければならない。

2 館長は、前項に違反した者に対し、特別利用の許可を取り消し、又は以後の特別利用を許可しないことができる。

(特別利用の制限)

第8条 館長が必要と認めた場合は、特別利用を制限することができる。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか、特別利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この内規は、平成23年10月17日から施行する。

附則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。